

# 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年2月27日  
令和5年3月27日改定  
越前市農業委員会

## 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農地等の利用の最適化推進に関する事項が農業委員会の最も重要な事務として位置づけられた。

本市においては、全域的に土地利用型の稲作が盛んであるが、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域の実態に応じた対策強化を図ることが求められている。特に、中山間地域では、傾斜地や狭小地が多い等の立地特性により、効率的な農業生産には不利な条件下にあるため、平地に比べて農地の遊休化が懸念されることから、その発生防止・解消に努めていく必要がある。

一方、平地では、農業経営の効率化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号・以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて、農地中間管理事業等を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を維持していくため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、越前市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する福井県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する越前市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員（以下「農業委員等」という。）の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### (1) 遊休農地の発生防止・解消について

#### ア 基本的考え方

遊休農地の早期発見・早期解消に取り組む。

#### イ 遊休農地の解消目標

遊休農地の割合0%を維持する。

【参考】

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状（令和3年3月）	3,620 ha	0 ha	0%

ウ 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- (ア) 農業委員等のチーム制により、農地の利用状況調査及び荒廃農地調査を行い、その後、戸別訪問による利用意向調査及び意向を踏まえ、農地中間管理機構の活用等など農地の利用関係の調整を行う。
- (イ) 調査の結果、農業委員会は、再生利用困難な荒廃農地に区分された農地については、現況に応じて非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。
- (ウ) 農地の利用状況調査とは別に従来の農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず日常的に実施する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化について

ア 基本的考え方

市の農業関連計画との整合性を考慮し、目標を設定する。

イ 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
3年前の状況 (平成30年3月)	3,690 ha	2,560 ha	69.4%
現状 (令和3年3月)	3,620 ha	2,570 ha	71.0%
目標(参考)※1 (令和6年3月)	3,620 ha	2,896 ha	80.0%

ウ 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- (ア) 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。
- (イ) 農地中間管理機構と連携し、農地の集積・集約化を図る。
- (ウ) 農業委員等は、相続や利用権設定の終期到来等のタイミングをとらえ、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- (エ) 農業委員等は、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。
- (オ) 農業委員等は、受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取組を推進する。その際に、農地中間管理事業の活用を促進する。

(3) 新規参入の促進について

ア 基本的考え方

新たな担い手を確保・育成するために、農業経営に意欲的な新規参入者を積極的に受け入れる。

イ 新規参入の促進目標

1年で1経営体とする。

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現状（令和3年3月）	0人（0.0ha）	0人（0.0ha）
目標（令和6年3月）	1人（1.0ha）	1法人（10.0ha）

ウ 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

(ア) 関係機関（県、市、農業会議、農協等）と連携し、農地の借り入れ意向のある参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学の受け入れや相談に応じる。

(イ) 関係機関と連携し、農業委員等が新規就農フェア等に積極的に参加し、新規就農希望者の情報収集を行い、受け入れやフォローアップの体制を整備する。

(ウ) 担い手が十分にいない地域では、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の促進を図る。

(4) 評価について

(1) から (3) における単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 「地域計画」の目標を設定するための役割

越前市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、越前市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
  - ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力